三十五年		二百九十円	三百五十七円	四百五円	五百十七円
四十年		三百円	三百六十九円	四百十九円	五百三十四円
四十五年		三百六円	三百七十六円	四百二十七円	五百四十三円
五十年		三百三十五円	四百十三円	四百六十九円	五百九十三円
	新築	六十二円	七十六円	八十円	百三十円
五年		百十六円	百四十三円	百五十七円	二百二十一円
十年		百五十九円	百九十五円	二百十七円	二百九十三円
十五年		百九十三円	二百三十六円	二百六十四円	三百四十九円
	その他の地域	六百円	六百二十一円	六百三十三円	六百九十六円

二十年		二百十九円	二百六十九円	三百一円	三百九十三円
二十五年		二百三十九円	二百九十四円	三百三十円	四百二十七円
三十年		二百五十六円	三百十四円	三百五十三円	四百五十四円
三十五年		二百六十八円	三百二十九円	三百七十一円	四百七十五円
四十年		二百七十八円	三百四十一円	三百八十五円	四百九十二円
四十五年		二百八十四円	三百四十八円	三百九十三円	五百一円
五十年		三百十三円	三百八十五円	四百三十五円	五百五十一円
	その他の地域	三百十九円	三百七十四円	四百二十七円	五百八十三円

○厚生労働省令第九号

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）及び旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二十一号）の施行に伴い、並びに旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第六条第一項及び旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第一条第一項第二号の規定に基づき、旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令

（旅館業法施行規則の一部改正）

第一条　旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。 一～五　（略） 六　法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容 2　（略） **第三条**　法第三条の三第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　法第三条第二項各号（第七号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容 2　（略） **第四条の二**　法第六条第一項の宿泊者名簿（以下「宿泊者名簿」という。）は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。 2　法第六条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。 一　旅館業の施設 二　営業者の事務所	**第一条**　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。 一～五　（略） 六　法第三条第二項第一号から第三号までに該当することの有無及び該当するときは、その内容 2　（略） **第三条**　法第三条の三第一項の規定により承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 一～四　（略） 五　法第三条第二項第一号又は第二号に該当することの有無及び該当するときは、その内容 2　（略） **第四条の二**　法第六条第一項に規定する宿泊者名簿に記載すべき事項は、宿泊者の氏名、住所及び職業のほか、次に掲げる事項とする。 一　宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号 二　その他都道府県知事が必要と認める事項

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。